

通称名を使用した町名・町割案について

令和5年度の第1回住居表示審議会(令和5年7月20日開催)において、住民説明会(延べ10回開催)の結果などを踏まえて、住居表示を実施するにあたっては通称名を使用することを決定いただきました。

通称名を使用した案は、現時点で実施区域を29(素案1)、32(素案2)、44(素案3)に区割りした3つの案があります。

今後、住居表示整備事業を進めるにあたり3案を一つに絞り、実施区域内の町内会を通じて周知し、住民による話し合いを通じ、必要に応じて説明会を開催しながら、合意形成を図りたいと考えています。

その際のたたき台となる区割案は、これから決めていただく素案を基本に街区方式を踏まえつつ、宅図に区割案を示す形で作成することとしています。

1 通称名を使用した各案の比較について(別紙参照)

素案1～3の各案については、いずれも慣れ親しんだ通称名を使用した案となっています。村松城跡や村松御徒士町など3案ともに共通するものもあります。

一方で、素案1では本堂と片町を一つの区割とした村松本堂としていますが、素案2及び素案3ではそれぞれ村松本堂と村松片町を一つの町名・区割としているなど、それぞれ特色のある案となっています。

2 通称名を使用した案の選定について

住居表示整備事業を進めるには、実施区域内の住民の一定の合意が必要となります。今後、実施区域の住民の話し合いを通じて合意形成を図りたいと考えています。

合意形成を図るための“たたき台”として、現在提示している3素案を一つの案に絞り、その案をもって具体的な細かな区割案を作成し、町内会を通じて住民に示し、合意形成を図ります。